

JMRCA

日本モデル ラジオ コントロール カー協会

<http://www.jmrca.jp>

RULE BOOK

2026 年 1 月 25 日更新

公示

本競技規則は日本国内のラジオ コントロールによる、模型自動車競技会の安全、平等、秩序を旨として制定した国内規則である。

目次

第 1 章	総則.....	1
第 2 章	競技大会の開催、及び組織.....	1
第 3 章	参加者.....	2
第 4 章	抗議.....	3
第 5 章	損害の補償.....	4
第 6 章	競技規則に違反した行為に対する罰則.....	4
第 7 章	競技種目と出場する競技車.....	4
第 8 章	送・受信機、及び周波数の規定.....	4
第 9 章	公式車体検査.....	4
第 10 章	競技規定.....	5
第 11 章	1/8 スケール エンジン レーシング カー.....	8
第 12 章	1/8 スケール エンジン オフロード カー.....	10
第 13 章	1/10 スケール 電動 オフロード カー.....	11
第 14 章	1/10 スケール 電動 ツーリング カー.....	13
第 15 章	1/12 スケール 電動 レーシング カー.....	16
第 16 章	1/10 スケール エンジン ツーリング カー.....	18
第 17 章	モーター・ESC 規定.....	22

第1章 総則

1-1 JMRCA 競技規則

JMRCA 競技規則は、日本モデル ラジオ コントロール カー協会が、RC カー競技の各種目について規則を規制し、日本の RC カー競技会の管理と技術向上を図り、併せて我が国の模型文化の発展と普及に寄与する事を目的とし施工するものである。

1-1-1 適用の範囲

本競技規則は、日本国内に於ける本協会が公認する全ての RC カー競技会に適用する。

1-1-2 競技規則の解釈、及び判定

全ての競技会は、スポーツマン精神に基づいて、明朗、潤滑に運営しなければならない。

また、本競技規則は競技会運営上、最低必要事項を自制したものであり、もしその解釈、判断において混乱があった場合、競技審判委員は、本競技規則に基づいて解釈し、その判定を最終的なものとする。

第2章 競技大会の開催、及び組織

2-1 競技会の主催者

本協会の公認する競技会的主催者は次の者である。

2-1-1 本協会、及びその支部

2-1-2 本協会により、特に承認された者。

2-2 競技会の格式

本協会の定める競技会の格式は次のものである。

2-2-1 全日本選手権大会、及び全日本選手権地区予選大会

主催者は、本章 2-1-1 に定めるもので、参加者は全て本協会会員でなければならない。

2-2-2 前記以外の競技会

主催者は、本章 2-1-2 に定めるもので、参加者の資格は主催者の決定による。

2-3 競技会の公認

競技会主催者は、競技会開催に先だって公認の許可申請を行わなければならない。

2-3-1 競技会主催者は競技会が本協会競技規則に基づいて開催されることを誓約し、本章 2-5-2 に示す各項目を明記して、申請手続きをしなければならない。

2-3-2 本協会は、正規の手続きを得て申請された競技会主催者に対し、内容を検討の上これを公表する。

2-3-3 公認された競技会において記録された成績結果は、公認記録として認められる。

2-3-4 競技会主催者は、競技会終了後 1 週間以内に、本協会宛にその成績結果を報告しなければならない。

2-3-5 本協会が許可しない限り、本協会公認と称してはならない。

2-4 公認の取り消し

公認した後、または競技終了後、申請事項、または本競技規則に対し重大な違反があり、それが立証された場合は、公認、または成績結果を取り消すことができる。

2-5 公示

主催者は競技会開催にあたり、次の事項を公示しなければならない。

2-5-1 公示「本競技会は、日本モデルラジオコントロールカー協会、競技規則に準拠した競技会規定に基づき実施される。」

2-5-2 競技会規定の記載事項

- ① 競技会の名称、(選手権のあるものは明示)
- ② 主催者の名称、所在地、及び連絡先
- ③ 開催日時
- ④ 開催場所
- ⑤ 競技種目
- ⑥ 参加者の資格
- ⑦ 出場申込場所と締め切り日
- ⑧ 参加料(その他、参加者に出費のある場合はその費用)
- ⑨ その他競技会規定として付記する事項 ※JMRCA ホームページにある申請書を確認すること。

2-5-3 公式通知

参加申込締め切り後、または競技会開催までに競技会規定を示し得なかった事項、及び変更になった事項は公式通知によって示される。

2-6 競技会運営組織

- 2-6-1 主催者は、競技会役員の名簿と役職を決定しなければならない。
但し、各役職の責任者氏名のみでもよい。
- 2-6-2 各役職は大会々長以下、次のように組織される。(各役職を兼務してもさしつかえない。)

- ① 大会会長、及び副会長
- ② 運営委員長、及び委員競技委員長
- ③ 審判委員長、及び委員
- ④ コース委員長、及び委員
- ⑤ 放送委員長、及び委員
- ⑥ 計時委員長、及び委員
- ⑦ 技術委員長、及び委員
- ⑧ 安全委員長、及び委員
- ⑨ 事務局長、及び委員

2-7 競技審査委員

- 2-7-1 主催者は本競技規則、及び公式通知が遵守されるように監督するための競技審査委員を任命しなければならない。
また、競技委員長は競技会中に生じる紛争、抗議を裁定する任務と権限を持ち、その内容は次のとおりである。
- ① 本規則の違反に対する罰則の決定
 - ② 必要と認められた競技会規定の改定
 - ③ 審判訂正の受理
 - ④ 競技結果、成績の訂正
 - ⑤ 競技会全般の安全確保に対する意見、指示、指導
- 2-7-2 競技審査委員の任命
- ① 全日本選手権大会、及び全日本選手権地区予選大会
委員長他2名を協会役員より選出。
 - ② 前記以外の競技会
委員長他1名を協会会員より選出

2-8 競技会の安全

- 主催者は競技会開催にあたり、その運営の全般にわたり、あらゆることに対する安全の配慮を怠ってはならない。
- 2-8-1 競技会役員は各々の役職においてその任務の安全に配慮しなければならない。
- 2-8-2 競技中の事故に対する対処は安全委員がその任務と権限を持つ。

第3章 参加者

3-1 競技会に参加申込出来る資格

- 3-1-1 全日本選手権大会、及び全日本選手権地区予選大会に参加申込出来るのは、本協会会員に限る。
- 3-1-2 会員の申し込みと更新
- 3-1-3 会員は、入会金1,000円、年会費2,000円とする。年度途中にて本協会に入会した者は、会員としての権利が、この年度内は有効となる。
- 3-1-4 退会者には入会金、年会費は返還せず、本協会に対する一切の権利を失うものとする。
- 3-1-5 申し込み、更新手続きは、支部・事務局で行う。
会員資格の更新をする場合は年会費2,000円を納入すること。
- 3-1-6 年会費の払い込み証は、会員証に添付される年度シールによる。シールなきものは未納扱いとする。
新規会員の場合は、大会会場にて会員カードと同時に配布される。

3-2 参加費

全日本選手権の参加は、参加費の納付をもって受け付けるものとする。
金額は2日間開催の場合は12,000円とする。ただし大会によって支給される物品(タイヤ、燃料など)がある場合には、その代金が加算される。電動オフロードカークラス2WDと4WDのシングルエントリーは12,000円、ダブルエントリーは20,000円とする。
参加を辞退した場合は、いかなる理由であっても参加費の返還はしない。

3-3 参加に対する拒否権

主催者は、参加者に対してその理由を明らかにすることなく、参加の正式受理を拒否する権限を有する。その場合、参加費は返還される。

3-4 出場申し込み

- ① 申込み締切日、申込場所、詳細については、当該競技会の公示、または競技会規定に示される。
- ② 申し込みは、主催者により指定された様式を用いて提出されなければならない。
- ③ 申し込み書類の必要事項は記載もれのないように記入して提出すること。

3-5 定員、及びレース成立

- ① 希望者多数により、競技会運営上で問題を有する場合、主催者は参加者の制限をすることができる。
- ② 天候その他の理由で競技会開催が困難な場合、その競技会を中止、または延期することができる。
- ③ 大会開催規定数を満たさない場合はその競技クラスの開催を中止する場合がある。
- ④ 全日本選手権としての開催規定数は参加申込期限の時点で20名以上とする。
開催規定数に達しない場合には全日本選手権の称号は与えられません。

3-6 保険

全ての参加者に対し、競技会に有効な個人賠償保険に加入し、また常に保険証を所持することを推奨する。

3-7 出場申し込み受付条件

すべての競技会に出場申し込みをする参加者は、本協会の会則、競技規則、ならびに競技会規定を理解して、自身及び第三者に対する安全を留意し、スポーツマン精神に基づき、これを厳守することを誓約した者と見なす。

3-8 大会受付（レジストレーション）

大会会場において選手は、参加正式受理の確認、会員証、（保険証）その他の事務手続きをする。
不参加となる場合は事前に大会本部に本人または代理人が連絡をすること

3-8-1 個人情報

参加申し込み者は次の内容に同意したものとする。参加者の氏名、顔写真が、JRMCA ホームページ又は、雑誌等に掲載される場合があることを承認する。又、全日本大会期間中にプレス関係者が撮影する画像、あるいは映像が、インターネット関係、雑誌、テレビ等のメディアに掲載される場合があることを承認する。

3-9 種目別参加資格

※参加クラスを間違えた参加申し込みが多く見られるので参加資格とクラスを再度確認すること。

種目名	クラス名	参加資格	参加不可	その他
1/8 エンジン レーシングカー	-	JMCA 会員であること	制限なし	-
1/8 エンジン オフロードカー	スポーツ	同上	前年度の全日本選手権(各種目スポーツ・ ストッククラス 以外)で10位までの選手 前年度の優勝者 協会で不適当と判断した場合	ダブル参加不可
	オープン	同上	制限なし	
1/10 電動 オフロードカー	2WD スポーツ	同上	前年度の全日本選手権(各種目スポーツ・ ストッククラス 以外)で10位までの選手 前年度の優勝者、 協会で不適当と判断した場合。大会が前後した時でも同年度のオープン入賞者は参加不可	ダブル参加可能
	4WD スポーツ			
	2WD オープン	同上	制限なし	ダブル参加可能
	4WD オープン			
1/10 電動 ツーリングカー	ストック	同上	前年度の全日本選手権(各種目スポーツ・ ストッククラス 以外)で10位までの選手 前年度の優勝者 協会で不適当と判断した場合	ダブル、トリプル 参加不可
	スポーツ			
	オープン	同上	制限なし	
1/12 電動 レーシングカー	スポーツ	同上	前年度の全日本選手権(各種目スポーツ・ ストッククラス 以外)で10位までの選手 前年度の優勝者 協会で不適当と判断した場合 オープンクラス中止の場合は参加資格を適用しない	ダブル参加不可
	オープン	同上	制限なし	
1/10 エンジン ツーリングカー	スポーツ	同上	前年度の全日本選手権(各種目スポーツ・ ストッククラス 以外)で10位までの選手 前年度の優勝者 協会で不適当と判断した場合	ダブル参加不可
	オープン	同上	制限なし	
	IFMAR			

3-10 世界選手権選考基準

3-10-1 参加資格

- ① JMRCA 会員であること
- ② FEMCA 指定人数枠の該当者を選考基準の種目上位から選出とする
- ③ JMRCA が認めた選手

3-10-2 選考基準

種目	選考基準	備考
1/8 エンジンレーシングカー	世界選手権開催の前年度全日本選手権の上位者から出場の優先権を与える	
1/8 エンジンオフロードカー	世界選手権開催の前年度全日本選手権の上位者から出場の優先権を与える	オープンクラスが対象
1/10 エンジンツーリングカー	開催大会の上位者から優先順位を与える 開催中止の場合はオープンクラスにエントリーした選手の中で与える	各年大会のオープンクラスが対象
1/12 電動レーシングカー	世界選手権開催の前年度全日本選手権の上位者から出場の優先権を与える 開催中止の場合はオープンクラスにエントリーした選手の中で与える	オープンクラスが対象
1/10 電動ツーリングカー	世界選手権開催の前年度全日本選手権の上位者から出場の優先権を与える 開催中止の場合はオープンクラスにエントリーした選手の中で与える	オープンクラスが対象
1/10 電動ツーリングカー SPEC クラス	世界選手権開催の前年度全日本選手権の上位者から出場の優先権を与える 開催中止の場合はオープン、スポーツクラスにエントリーした選手の中で与える ※IFMAR または FEMCA から募集があった場合に限る	オープン、スポーツクラスが対象 ※IFMAR または FEMCA から募集があった場合に限る
1/10 電動オフロードカー	世界選手権開催の前年度全日本選手権の上位者から出場の優先権を与える	オープンクラスが対象

第4章 競技における抗議

4-1 抗議、抗告の範囲

参加者(大会参加選手)は、主催者から下された決定が、不当であると判断した場合、これに対して抗議・抗告する権利を有する。ただし、本規則に定められた項目に対しては、一切抗議はできない。

4-2 抗議、抗告の方法、及び手続き

4-2-1 抗議を行うときは、書面により抗議保証金(5,000 円)を添えて、各結果発表後 10 分以内に競技委員長に提出しなければならない。

4-2-2 抗告できる範囲(計時、周回、フライング、ショートカット等)は口頭で競技委員長に申し出ることが出来る但し、その範囲は競技会主催者が定めたものとする。

4-3 抗議が受理され、執行され費用が発生した場合の費用分担

参加競技者に対する抗議で、車体・エンジン等を分解し検査を必要とした場合、分解に要した費用は、不成立の場合は抗議者が補償しなければならない。その補償額の査定は競技委員長が行うものとする。

4-4 抗議保証金の扱い

抗議不成立の場合、抗議保証金は返却されない。

第5章 損害の補償

5-1 参加者、及びその助手は、競技会中に起こった、身体、競技車、その他機械などの損害は自らが責任を負うものとする。

5-2 参加者、及びその助手は競技会役員が一切の損害賠償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。

即ち、競技会役員はその職務に最善をつくすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、及び競技車などの損傷に対して競技会役員は一切の補償責任のないことを言う。

第6章 競技規則に違反した行為に対する罰則

全ての参加者は、本競技規則を熟知し、なおかつ遵守することを誓約して出場申し込みを行うこと。

その行為に違反、虚偽の申請、記載があった場合は、その理由を問わず出場停止、または失格などの罰則が適用される。また、その違反行為が悪質な場合は、会員資格の剥奪などの罰則が適用される。

第7章 競技種目と出場する競技車

7-1 1/8 スケール

- ① エンジンレーシングカー
- ② エンジン オフロード カー

7-2 1/10 スケール

- ① エンジンレーシングカー
- ② エンジンツーリングカー
- ③ 電動レーシングカー
- ④ 電動オフロードカー
- ⑤ 電動ツーリングカー

7-3 1/12 スケール

① 電動レーシングカー

7-4 1/5 スケール

① エンジンツーリングカー

*1/10 エンジンレーシングカー、1/10 電動レーシングカー、1/5 スケール エンジンツーリングカーは現在廃止扱い。

7-5 種目の追加

競技種目・クラスは理事会の決議により追加される

第8章 送・受信機、及び使用周波数の規定

8-1 送・受信機及び使用周波数の規定

① 使用する全ての送信機は日本国内の電波法に基づき、財団法人日本ラジコン電波安全協会承認されて、適合証明が貼られているものに限る。

適合証明シール見本 →



※スキン等を張る場合には外部より適合証明シールが目視できるようにその部分を切り取るなど対応すること。

② ラジオ装置(受信機、サーボ、モーター)はボディーカウルから突き出てはならない。ただしアンテナ及びアンテナパイプは除く。

③ 使用出来る周波数は、日本国内法定に基づく2.4GHz 帯または 27MHz 帯、40MHz 帯の周波数を用いなければならない。また、法制の改定がある場合は改定に従う。

第9章 車体検査 (インスペクション)

9-1 車検は、車検委員により走行前後に行なわれる。

ただし競技種目により検査項目が変更となる場合がある。

9-2 車検は、トランスポンダーを搭載した状態で行なわれる。

9-3 参加者は、競技会規定に示した時刻までに、競技車を所定の検査場に自ら持参して、レース前の検査に合格しなければならない。

9-4 レース前の車体検査においては、次のことが行われる

競技規則、及び競技会規定、当該種目の付則に基づいた仕様、安全上の確認。

9-5 競技委員長は、競技会開催中いかなる時点においても技術長に命じて競技車を再検査することが出来る。(エンジン、燃料タンク、バッテリー、モーター、タイヤを含む)

9-6 競技委員長は、レース終了後に入賞した競技車の検査を行うことができる。

9-7 測定

全ての測定は、レース出走可能状態の競技車において測定するものである。

9-8 検査に使用するゲージ、計測器等は大会会長、競技委員長の認証が下りた検査機器にて車体検査を行う。

9-9 リチウムイオン(リフェ/リポ)バッテリーは、スタート前に電圧とバッテリー温度の検査を実施する。リフェ/リポ バッテリー共に、走行前の温度はいかなる部位においても外気温のプラス5度以下とする。

① 2セル LiPo バッテリーの場合は 8.40V以下であること。

② 2セル Life バッテリーの場合は 7.40V以下であること。

③ 1セル LiPo バッテリーの場合は 4.20V以下であること。

④ 1セル Life バッテリーの場合は 3.70V以下であること。

⑤ 安全のため膨張したバッテリーは使用禁止とする。

⑥ 充電・放電時にはセーフティバッグを必ず使用して充電・放電すること。

⑦ セーフティバッグを使用せずに充電している状態が競技委員により確認された場合は警告とし、指摘をされた選手は速やかに対処しなければならない。

⑧ その警告に従わない場合はペナルティ対象となり競技を失格とする場合がある。

⑨ 全ての参加選手は大会会場の利用規定に従って安全性を考慮した行動を行うこととする。

⑩ 前車検終了後、コースインするまでの間は、走行用以外のバッテリーの持ち込み及び使用を禁止する。

※ただしタイヤウォーマー用はタイヤウォーマー使用可の場合に限る。

第10章 競技規定

10-1 コントロールプラクティス、予選、決勝のタイムスケジュールは、参加人数、日程により決定され、天候などの理由により競技時間などが変更される場合がある。

10-2 コントロールプラクティスは、予備予選であり全体の成績には影響しない。

スケジュールにより1周のベストタイム、2又は3周による立て続けベストタイム、もしくはトータルのベストタイムで実施する。また実施しない場合もある。

この場合、予選の組み合わせはコンピュータによるランダムな組分けとする。

10-3 大会における最初のヒート スタート順のみ抽選又はジャンケンなどで決める。

1/8GPR、1/10GPR：スタッグ・スタート。1 ラウンド目はゼッケン順、2 ラウンド目以降は前のヒートのタイム順。組み換え後のスタートはゼッケン順。

1/8GPB：スタッグ・スタート、またはフリースタート、ローリングスタートのいずれかとする。(出走順はなし)

これ以外の競技の場合、コースの状況などにより主催者側で出走方法を指定する場合がある。

10-4 カテゴリーにより、計測に先立ち一定のウォームアップ時間を認める。

10-5 走行規定

10-5-1 動力によるバック走行は禁止され、前進コントロールのみ。

ESCにバック機能がある場合は、バックキャンセル設定モードに設定されていることを確認すること。

10-5-2 走行中にドライバー人形、ウイング、ボディなどが脱落した場合は速やかにピットインすること。

ピットエリアが設けられなかった会場の場合は、脱落した時点でリタイヤとして扱うものとする(レース走行中に助手が車に触れることが出来ない種目を除く)。修理後、再スタートする場合は、ピットエリアからスタートすること。ピットインの指示や、ピットエリアからのスタート方法に従わなかった場合は、ペナルティが科せられる。

10-5-3 混信などの電波トラブルの申告はレース スタートの前に行なうこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。

10-6 コース ゼッケン

競技車両には、ボディの前面に1枚、ボディの左右にそれぞれ無加工で番号が見やすい位置に貼り付けること。

参加選手はカーゼッケンの間違いがないように事前に自分の番号を確認し正しく貼り付けること。

10-7 安全

全ての車は、他の競技者の車に対して危険であってはならない。また損傷を与えないように組まなければならない。

10-8 改造

競技車両は、規定範囲内で改造しても良い。ただし、コース マーシャル、観客、他の競技者の車などに危険を及ぼすと判断される改造等は許可されない。

10-9 再レース

① 計時システムのトラブルによるもの。

② コース損傷によるトラブル。

③ 主催者が特に認めた場合。

④ エンジンカテゴリーのグランドファイナルのみウォームアップ中にスタートディレイを認める。

スタートディレイは1度のみ。宣言した選手は最後方の11番グリッドからスタートとする。

(競技車両のトランスポンダートラブルが原因となる計測記録なしの場合についても再レースはしない)

10-10 禁止事項(全カテゴリー共通)

① 四輪ブレーキ システムの禁止

② 液冷エンジン

③ ハイドロリック システム

④ 3 サーボ以上の使用

⑤ 3 スピード以上のトランス ミッション

⑥ 電動ジャイロ スコープの使用(※受信機に内蔵されている場合はその機能を停止させること)

⑦ ハードアンテナ

⑧ レース中、全ての無線機器(送信機、Wi-Fi 機器等)との相互通信(テレメトリー機能)及び、その機能を用いてサーボ、モーター、ESC に対して特性変化を及ぼす行為。

⑨ 上記の行為を行なう場合は、ラウンド間もしくはヒート間に競技委員長もしくは代行するものに申し出、管理のもとに行なうものとする。タイム スケジュールに練習走行が組み込まれていた場合、練習走行においても上記の禁止事項は有効とする。

⑩ バック走行の禁止。ESCの設定でバックしない事を事前に確認しておくこと。

10-11 審判

審判長と審判の2名による。状況により補佐として更に1名加わる場合もある。

10-12 審判は、選手による以下の行為にあたっての警告、罰則を科す。

罰則の適用、累積は大会毎とする。

10-12-1 罰則及び注意点。

① フライング・スタートコール前にスタートライン、グリッドを通過した場合。

② ショートカットコーナーやシケインを通過せず、時間をおかずに走行を継続した場合。

- ③ 逆走。ただしコースアウト、ショートカットなどで、他車を妨げず安全に復帰した場合は除く。
- ④ 後方からの無理な追突によるプッシング行為。
- ⑤ ラップ遅れの際にラインブロックでの走行妨害。
- ⑥ 大声の発生、暴言、操縦台を叩く等の他のドライバーへの迷惑となる行為。
- ⑦ コースマーシャル不参加。

10-13 ジャッジ指針

- 10-13-1 予選はスタガ・スタート方式で行うため、順位が上の車に後方から追い付かれた場合には、速やかに走行進路を譲り妨害及びブロックしないこと。
- 10-13-2 前方を走るクルマへの追突の場合は、基本的には後方から追突したクルマに責任があるとジャッジする。
- 10-13-3 前方を走るクルマのインに強引に飛び込む行為に関しては、多くの場合はレーシングアクシデントとみなされるが、明らかにスペースのないインに飛び込んだ結果、接触が起こった場合には、後方からインを狙ったクルマに責任があるとジャッジされる。
- 10-13-4 レース中の違反が疑われる際は、審判員より「ゼッケン何番審議」とコールされる。ヒート終了後の審議結果で違反とされた該当選手にはペナルティが課せられ、違反内容により5秒以上のタイム加算または周回数の減算とする。
- 10-13-5 電動カテゴリー決勝でのフライングに関しては、助手が退去しスタート10秒前のカウントダウン開始後スタート合図の前に車がグリッドラインより出た場合は、ジャンプスタートペナルティが課せられる。
- 10-13-6 エンジンカテゴリーの決勝では、出場車と助手はスタート10秒前までに指定グリッドつくこと。10秒前のカウントダウンが開始された後はグリッドへの移動は不可。全車スタート後のピットスタートとなる。グリッド上でエンジnstールした場合、10秒前のカウントダウンが開始された後はピットへ戻ることができない。その際は、全車のスタート後にピットへ戻り、再始動後ピットスタートとなる。
- 10-13-7 1周目は混乱を避ける為にジャンプスタートをした選手も周回をすること。その後、審判員からのコールにより、レース毎に定められたペナルティ(ペナルティBOX内でのマシンストップや、ドライブスルー)を受けるものとする。
- 10-13-8 最終ラップにおいてのペナルティには、ストップ&ゴーの他に、10秒加算、又は1周減算の何れかが課せられる。

10-14 助手の行為に与えられるペナルティ(ペナルティは助手が担当している選手の成績に対して与えられる)。

- ① コース、ピットロード、ピットレーン等への侵入。許可された区域は除く。
- ② 暴言
- ③ 他のメカニックの作業妨害

10-15 警告の累積

バッドドライビング等の警告を3回宣告された選手は、本大会を失格とする。

10-16 コースマーシャル

10-16-1 選手は走行後にコースマーシャルの責を追う。都合により本人が出られない場合においては代理人をたてること。

- ① コースマーシャルは次のレースがスタートする前に所定の位置に出ていること。
- ② レーススタート後に遅れるなどした場合には警告などペナルティの対象とする。
- ③ コースマーシャルの義務を怠った場合には記録抹消などペナルティの対象になる。

10-16-2 レース走行終了後は、自分のゼッケンと同じ番号のマーシャル位置に、速やかに着き、ビブス(会場によってはヘルメットも)を着用すること。

10-16-3 マーシャルは安全を全てに優先する。大会会場においては安全配慮を怠ってはならない。

10-16-4 マーシャル作業は公平に行なわれなければならない。

10-16-5 マーシャルは車の修理はできない。ただしボディの巻き込み及びへこみを除く。

10-16-6 マーシャルは動きやすい服装で参加する。安全のためサンダル履きやかかとが無いものは使用禁止。ポケット・その他から脱落物がないように注意すること。

- ① マーシャル時には担当エリアに集中して行い、喫煙、携帯電話、スマートフォンの動画撮影などの行為は禁止とする。
- ② 熱中症対策のため飲料については認められる。
- ③ マーシャル時には他者との会話などを行わず担当エリアのマーシャル業務に集中すること。

10-16-7 エンジンカテゴリーでは、車をピックアップした場合、他ポストのマーシャルと協力し、安全に注意しながらすばやくピットへ車を戻すこと。指定された範囲でいであれば

10-16-8 電動カテゴリーでは、走行不能となった車はレースの妨げにならない場所で保管される。

10-17 トランスポンダー

練習走行時にはトランスポンダーの動作確認を行うため、レースで使用するものを必ず装着すること。
トランスポンダー本体、取り付け不良、コネクタの接触不良等による周回数不足など不探知は参加選手の責任となる。

※競技後の救済措置は取らない。また競技後の抗議対象にはならない。

※使用するトランスポンダーはAMB社製の計測システムに対応した物を使用し事前に動作確認を行うこと。

10-18 IDバッジ

大会期間中の会場内においては、選手は配布されるIDバッジを、見えるところに着用すること。
レース出席確認、車検時、コントロールタイヤの受取りなどで常時必要となるので着用を忘れないこと。
※大会終了後はIDパスを回収するので忘れずに返却すること。

10-19 インカムについて

操縦台の選手が助手と通信する機器は、日本国内電波法に適合するものに限る。
**※大会運営の放送機器と干渉する場合には係員より周波数の変更など指示された場合は速やかに対応すること。
対応が出来ない場合はその機器の使用を制限する場合がある。**

10-20 喫煙について

会場内の定められた場所以外での喫煙は禁止とする。電子たばこも含む。
くわえたばこ、歩きたばこ、吸い殻のポイ捨てなど喫煙マナーを守ること。

10-21 飲酒について

大会期間中、会場内での飲酒は一切禁止とする。
参加選手は会場施設の利用規定を順守すること。

JMRCA 競技規則・第 11 章

11. カテゴリー名称

1/8 スケールエンジンレーシングカー

11-2 動力

使用するエンジンは、液体燃料による内燃型で、2 サイクル、または 4 サイクルとし、最大総排気量は 3.5cc とする。
キャブレターの口径は最大 9mm まで。

11-3 燃料規定

燃料はメタノール、オイル(潤滑油)、ニトロメタンだけで構成されていなければならない。

11-4 燃料タンク容積

燃料タンク容積とは、タンクからキャブレターへの燃料パイプ、燃料フィルターを含み、最大 125cc でなければならない。
タンク内の固定されていない内容物は認められない。

車検で 125cc をオーバーした場合、一定時間後に再度車検を受けることができる。

11-5 消音器(マフラー)

全ての車両は、最新の IFMAR 公認マフラーリストに記載されているもの(FEMCA、EFRA、ROAR のエキゾストホモロゲーションに記載されたもの)及び JMRCA が公認したマフラーのみ使用可。マフラーは、全長で 8mm、テールパイプの長さは 2mm まで短くすることは出来るが、それ以外の改造は一切禁止とする。

11-6 車体の専用

同一車体を共用で使用することは、いかなる理由に関わらず許されない。

11-7 車体規定

競技車の仕様は本章、および付則項目に示す条件を満たし、かつ安全上完全に整備されていなければならない。

11-8 競技車の形状

全てのレーサーは、実車のイメージを損なうような極端な改造を行ってはならない。ただし、RC カーとして機能上、必要と認められる部分はその限りではない。

11-9 競技車の改造

- ① ボディは、柔軟性のある材料で構成され、適切に塗装されていなければならない。
- ② 前方ウィンドウスクリーンは「前方視界」を得るため、透視可能なものでなければならない。

また、側面および後面のウインドウは透明もしくは解放でなければならない。

ただし、実車が透明ウインドウを持たない場合は、この限りではない。

- ③ 1/8スケールの、少なくとも三色以上の塗装が施された、実物感のある(少なくともヘルメットと肩が有ること)ドライバー人形をボディの適切な位置に搭載しなければならない。
人形の頭部を燃料注入口キャップやその他の用途のための取り外し式にしてはならない。クローズドボディの場合は、ドライバーを搭載する必要はない。
- ④ ボディ本体には、いかなる付加物も認めないが(フロントエアダム、サイドダムを含む)、ウイング、スポイラー、ボディマウント、ボディ補強材、競技会の計測用機器はこの限りではない。ただし、付加するウイング、スポイラーは、いずれか一種しか使用できない。その材質はプラスチックの類であること。
また、それらをボディに装着する場合は、柔らかい材質、または非金属で装着しなければならない。
- ⑤ ボディ上面から見てシャーシ、タイヤ、その他の部品がボディからはみ出してはならない(ボディ後部、フロントバンパーは除く)。
- ⑥ 全ての競技車は、シャーシにボディが的確に装着されていなければならない。
- ⑦ ロールオーバーバーを装着するときは、その位置はドライバーの後方、あるいは想像上のドライバー位置の直後でなければならない。
- ⑧ オリジナルの実車がそのようにデザインされているなら、(実車のタイヤハウスがふさがれている場合を除き)全てのボディは前輪と後輪部分を切り抜かなければいけない、ホイールアーチの半径はタイヤより 13mm 以上大きくしてはならない。
- ⑨ オリジナルの実車にないボディのカットアウトでも下記の場合は認められる。
 - a--シリンダーヘッドとエアフィルターのためのカットアウトは、その輪郭に沿った形状で、ボディとの隙間は 20mm 以下でなければならない。
 - b--エアリアル取り付けのためのホール(アンテナ用の穴)は直径 20mm 以下でなければならない。
 - c--受信機用スイッチのためのホールは、直径 25mm 以下でなくてはならない。
 - d--燃料注入口用キャップのためのカットアウトは、その輪郭に沿った形状でボディとの隙間は上から見て 20mm 以下でなければならない。
 - e--エクゾストパイプのためのホールは、その輪郭に沿った形状で、ボディとパイプの隙間は 25mm 以下でなければならない。
 - f--ロールオーバーバー取り付けのための細長い穴は 20mm 以下の幅でなければならない。ロールバーはシリンダーヘッドより 50mm 以上、地上より 190mm 以上高い位置にあってはならない。
- ⑩ IFMAR のレギュレーションに合致したウイング、またはスポイラーを1つだけ取り付けることができる。
- ⑪ 全ての競技車は、動力の伝達によりタイヤを駆動することによって走行するものでなければならない。
- ⑫ 全ての競技車は、任意の方法によるブレーキ装置を装備しなければならない。ただし、タイヤ(ホイール)の回転を制御するものでなければならない。
- ⑬ 全ての競技車は、出走状態において静止していることが出来なければならない。
- ⑭ 車の前部には観衆や他の競技者に接触したときに、その被害を最小限にするための効果をもつバンパーを装着しなければならない。
バンパーは柔軟性のある素材で構成され、全ての角とエッジは丸く加工されていなければならない。
バンパーの輪郭は、ボディの輪郭に沿っていること。バンパーはボディより 5mm 以上突出してはならない。
- ⑮ タイヤは、コントロール(指定)タイヤとする。メーカー名及び種類に関しては、大会会場によって決定され、レース毎事前に発表する。
●フロントタイヤ…最大幅 37mm ●リヤタイヤ…最大幅 64mm。
タイヤは側面の文字などを除いて黒色でなければならない。
- ⑯ グリップ剤類の使用は禁止。
- ⑰ ホイール(リム)の直径は 54mm を越えてはならない。
取り付け用ボルトあるいはその他の取り付け用機器は、ホイールの外側へ突出してはならない。
ホイールはタイヤから 1.5mm 以上外側に突出してはならない。
- ⑱ インテークサイレンサーは、IFMAR(EFRA、ROAR、FEMCA)にて公認されているものを無改造でキャブレターに装着しなければならない。

11-10 車体寸法と重量

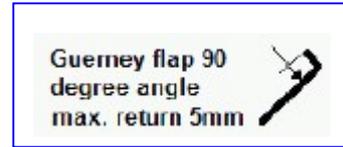
車体各部の寸法は、11-7~15 に示す条件を満たしながら、いかなる場合も下記の数値に適合しなければならない。

11-11 外形寸法

- ① ホイルベース…270～330mm
- ② 最大幅…267mm
- ③ 最大高…170mm、(車体を 20mm のブロックの上に置いた状態で測定、エアリアルを含まず)

11-12 ウイング、スポイラー寸法

- ① 最大幅…267mm
- ② 最大長…77mm
- ③ 最大高…180mm (車体を 20mm のブロックの上に置いた状態で測定)
- ④ 最大傾斜角…90 度
- ⑤ 折り返し幅…最大 5mm



11-13 車体最低重量

全ての車は、走行状態において 2350g 以上でなければならない。
ただし、計測用発信器を取り付けた状態で、燃料を除いた重量。

11-14 ボディ寸法

- ① 最大高…170mm (車体を 20mm のブロックの上に置いた状態で測定)
測定は、車体を 20mm のブロックの上に置いた状態で行う。
- ② 最大幅…267mm

11-15 注記

再車検時に外形寸法、最低重量などの違反があった場合、それがレース中の不可抗力によるダメージに起因している時は考慮される。ただし、重りなどの落下は認めない。

11-16 競技時間

予選は 5 分周回(予選時間は会場により変更あり)。グランドファイナル…45 分周回、1/2 ファイナル…20 分周回、1/4 ファイナル以下…10 分周回。※天候等により競技時間を変更する場合がある。

11-17 勝ち上がり

予選上位 2 名はグランドファイナルヘシード、AB 各ブロック上位 3 名はタイム、着順により勝ち上がりとなり、グランドファイナル 9・10 は 1/2 ファイナル各ブロック 4 位以降のタイムにより勝ち上がりとする。

JMRCA 競技規則・第 12 章

12. カテゴリー名称

1/8 スケールエンジンオフロードカー

12-1-1 クラス分け

オープンクラスとスポーツクラスに分ける。

12-1-3 スポーツクラスの参加資格

第 3 章 3-9 参照のこと

12-2 動力

使用するエンジンは、液体燃料による内燃機型で、2 サイクル市販エンジンとし、最大排気量は 3.5cc とする。

12-3 燃料

レースに用いる燃料は、特に主催者が競技規定によって、内容、銘柄を指定しない限り、参加者により用意され、その銘柄、内容は自由である。

12-4 燃料タンク容積

燃料タンク容積とは、タンクからキャブレターまでの燃料パイプ、燃料フィルターを含み、最大 125cc でなければならない。タンク内の固定されていない内容物は認められない。

車検で 125cc をオーバーした場合、一定時間後に再度車検を受けることができる。

12-5 全ての車両は、最新の IFMAR 公認マフラーリストに掲載された(FEMCA、EFRA、ROAR のエキゾシストホモロゲーションに記載されたもの)及び JMRCA が公認したマフラーのみ使用可。

12-6 車体の専用

同一車体を共用で使用することは、いかなる理由があっても許されない。

12-7 車体規定

12-7-1 車体寸法

- ① ホイルベース…270mm～330mm
- ② 最大全幅…310mm
- ③ 最大高さ…250mm(アンテナは除く)

12-7-2 車体重量

全ての競技車は、走行状態において(計測用機器を含む)最低重量が 3200g以上であること。ただし、燃料は含まない。

12-7-3 ボディ

- ① 参加する全ての車は、オフロードレーシングカーの 8 分の 1 スケールサイズのボディを付けなければならない(バハタイプも含む)。
- ② オープンロールゲージスタイルの車は、競技車が実車の例を忠実にベースとしていることを証明することが出来れば競技参加が許される。
- ③ オープンボディの場合は、ドライバー人形を搭載のこと。またドライバー人形は、少なくとも人間のドライバーの顔、肩、腕からなり、オープンコックピットの適当な位置に置かれていること。人形はヘルメットを着用し、外観は色も形も写実的に着色されていなければならない。
- ④ ボディはしっかりと競技車に付いていること。
- ⑤ ウィンドウはフロント、サイド共に透明または半透明でなければならない。
- ⑥ カーゼッケンはボディの前面に 1 枚、ボディの左右またはウイングサイドダムにそれぞれ無加工で番号が見やすい位置に貼り付けること。

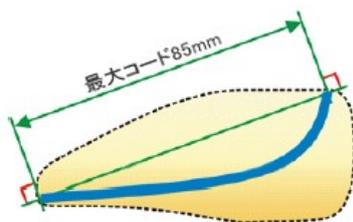
12-7-4 ウイング

- ① ウイング最大寸法
最大幅…217mm
最大コード…85mm
- ② 金属製ウイングは禁止する。
- ③ ウイングサイドダム・翼端板寸法
最小幅 40mm～最大幅 100mm以内
最小高 50mm～最大高 70mm以内 正方形領域を含む



翼端板寸法図

- ・最大高 70mm以内
- ・最大幅 100mm以内
- 正方形領域を含む



12-7-5 タイヤ

- ① コントロール(指定)タイヤとする。メーカー名及び種類に関しては、大会会場によって決定され、レース開催前に発表する。**※タイヤの最大使用本数を制限する場合がある。**
- ② タイヤは、黒色以外は認めない、ただし側面のメーカー名、ロゴ、マーク等のホワイトレターは認める。
- ③ タイヤは、中空ゴムタイヤで一体整形された物に限る。
タイヤの表面(トレッド面、サイドウォール)に何らかの物を追加して取り付けを禁止する。
※接着剤の塗布によるタイヤ接着部の補強については塗布範囲など特に制限をしない。

12-7-6 バンパー

フロントバンパーは車体にしっかりと固定されていなくてはならない。材質はゴムやプラスチック樹脂などの柔らかい素材で形成され、安全性のあるものに限る。

※リヤバンパーは特に規定はしないが装着する場合は安全性を考慮した材質と形状の物とすること。

12-7-8 駆動方式

駆動方式は特定しない。

12-8 競技時間

予選は5分周回、グランドファイナル…オープンクラス60分周回、スポーツクラス45分周回、1/2ファイナル…20分周回、1/4ファイナル以下…10分周回。 ※天候等により競技時間が変更される場合がある。

12-9 勝ち上がり

予選上位2名はグランドファイナルシード、1/2ファイナル各ブロック上位4名は着順により勝ち上がりとする。

JMRCA 競技規則・第13章

13. カテゴリー名称

1/10スケール電動オフロードカー

競技クラスは次のクラス分けとなる。

- 4WD オープンクラス、4WD スポーツクラス。
- 2WD オープンクラス、2WD スポーツクラス。

13-1-1 2WD クラス

- ① 二輪がドライブの車に限る(リヤドライブに限る)
※オープンクラスはIFMAR規定に準ずるのでFF車は2WDオープンクラスには参加できない。
※2WDスポーツクラスでは国内規定としてFF車で出走は可能とする。
- ② 車は一般技術仕様に従うこと
- ③ 車の最小重量は1500g トランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)

13-1-2 4WD クラス

- ① 四輪駆動および前2輪駆動(FFクラス)が許される。※IFMAR規定に準ずる4WDオープンクラス。
前輪に一定の駆動が伝わっていない場合は、4WDクラス車両として認めない。
判断基準は、車検に於いてスパーギアを回転させた際、無負荷状態でフロントタイヤが回転を開始すれば、それをもって4WD車両としてみなす。
ただし4WDクラスでレース中のトラブルにより4輪全てに駆動伝達されない状況であっても、競技委員長、及び車検委員長の判断により4WDクラス車両として認める。
- ② 車は一般技術仕様に従うこと。
- ③ 車の最小重量は1600g トランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)。

13-2 競技仕様

13-2-1 ドライバーは技術検査をパスし、検定された車でレースしなければならない。

13-2-2 車体寸法

- ① 最大全長…460mm
- ② 最大全幅…250mm(タイヤ、ユニバーサル ジョイント、ホイールナットを含む)。
サスペンションがどの位置にあっても250mmを超えてはならない。
- ③ 最大高さ…200mm(アンテナは除く)
車を正しく直進方向にし、平地において四輪を地につけた状態で上記の寸法内でなければならない。

13-2-3 ボディ

- ① オフロードに参加する全ての車は、オフロードレーシングカーの10分の1スケールサイズのボディを付けなければならない(バハタイプも含む)。クロスラリーやラリー、砂漠のレースなどで一般的に認められた実車のサイズや形を模写しているものであること。
- ② 車体は全ての可能なエリアにおける、実際のオフロードレーシングカーのレプリカが好ましい。
- ③ オープンロールゲージスタイルの車は、参加車が実車の例を忠実にベースとしていることを証明することが出来れば競技参加が許される。
- ④ オープンボディの場合は、ドライバー人形を搭載のこと。
- ⑤ ドライバー人形は、少なくとも人間のドライバーの顔、肩、腕からなり、全てのオープンコックピット車の適当な位置に置かれていること。人形はヘルメットを着用し、外観は色も形も写実的に着色されていなければならない。
- ⑥ ボディはしっかりとレース車に付いていること。
- ⑦ ウィンドウはフロント、サイド共に透明または半透明でなければならない。内部がしっかりと見える濃さにすること。

⑧ ボディは彩色されていなければならない。

※カーゼッケンはボディの前面に1枚、ボディの左右にそれぞれ無加工で番号が見やすい位置に貼り付けること。

13-2-4 ウイング

① 最大2つのウイングが使える。1つはフロント部、もう1つはリヤ部。ウイング最大幅の中に収まる補助的ウイングは翼端板、サイドダムとみなしサイドダムの最大寸法の範囲と同様とする(例: 図参照)



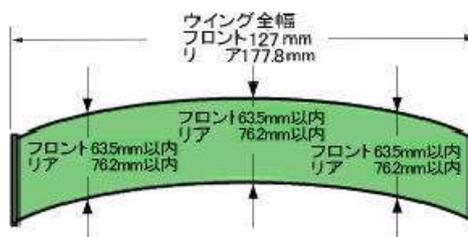
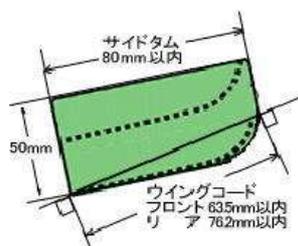
② ウイング最大寸法

フロント…幅 127mm、ウイング コード 63.5mm

リヤ…幅 177.8mm、ウイング コード 76.2mm

③ ウイングサイドダムは、高さ 50mm 長さ 80mm 以内

④ 金属製のウイングは禁止する



13-2-6 タイヤ

① スパイクタイヤは許されるが、スパイクは柔軟な素材であること。

② 金属、またはハードプラスチックスパイクは許されない。

③ タイヤは、一体成形された物(インナー、ホイルは除く)でなければならない。

タイヤの色は、黒又は限りなく黒に近い色であること。

④ タイヤの径は、スパイクを含み直径 100mm 以内。

⑤ スポンジタイヤの使用は禁止する。

⑥ スポンジがタイヤ表面を覆っているものは使用禁止(一般のスポンジタイヤ)。

⑦ タイヤはコントロール(指定)タイヤとする。

メーカー名及び種類に関しては、大会開催会場によって決定され、レースごとに事前に発表する。

⑧ タイヤの加工は、パターン(ピンなど)のカット及び、ホイル取り付け部分(耳)のカットのみ許される。

タイヤへの穴あけは認める。ただし、インナー及びホイル本体については自由。

⑨ ホイルへの空気抜き用の穴は、最大2個、直径 6.0mm まで認められる。

⑩ タイヤ側面などへの瞬間接着剤の塗布は特に規制をしない。

13-2-7 バンパー

① フロントバンパーは常に装着していなければならない。

② バンパーはショックを吸収するために、ゴムやプラスチックのような素材で形成され、角は丸く安全性のあるものを取り付けなければならない。極端に薄くバンパーとしての実用性を欠くものは認められない。

※リヤバンパーは特に規定はしないが装着する場合は安全性を考慮した材質と形状の物とすること。

13-3 バッテリー

次のバッテリーのみ使用が認められる

① リフェバッテリーは 2S-ストラクシオン・ユニット(6.6V)/リポバッテリーは 2S-ストラクシオン・ユニット(7.6V)長さ

139mm×幅 47mm×高さ 25.1mm を最大寸法とする。

- ② 寸法内であれば振り分け型も認められる(ハードケース仕様のこと)
- ③ レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。
- ④ 受信機、サーボ、スピードコントローラーなどの作動用バッテリーの追加は許される。
- ⑤ 選手はレースへ出走する前に車検場にて使用するバッテリーの電圧検査を受ける事。また走行前のバッテリー電圧は規定電圧以下であること。
- ⑥ 車検場にて規定電圧を超えたバッテリーでは出走できない、レース出走前の車検時に規定電圧に合わせたバッテリーを走行前に準備して置くこと。
 - 2セル LiPo バッテリーの場合は 8.40V以下であること。
 - 2セル Life バッテリーの場合は 7.40V以下であること。

13-4 モーター

JMRCA が公認したブラシレス モーターのみ使用が認められる。モーターの追加工（改造）は禁止とする。

- ① モーターは競技規定第 17 章にて規定された公認モーターが使用できる。
- ② オープンクラスは公認登録されたモディファイモーターとストックモーターが使用できる。
- ③ スポーツクラスは公認登録されたターン数のストックモーターのみ使用できる。
- ④ 4WD スポーツクラスは 13.5T モーター、ESC はブースト禁止、ゼロタイミングのプリンキーモードであること。
- ⑤ 2WD スポーツクラスは 17.5T モーター、ESC はブースト禁止、ゼロタイミングのプリンキーモードであること。
- ⑥ **※IFMAR・ROAR のモータールール変更に伴い 2027 年度よりモーター規定の見直しを予定している。**

13-5 競技時間

各クラス共に 5 分間周回レース。

JMRCA 競技規則・第 14 章

14. カテゴリー名称

1/10 スケール電動ツーリング カー

14-1-1 クラス分け

競技は、オープンクラス(旧 S-EXP)、スポーツクラス(旧オープン)、ストッククラス(旧スポーツ) に分けられる。

14-1-2 参加資格第 3 章 3-9 参照のこと

●規定違反への処置

- ① 規定違反については、主催運営側の独自の判断にて確認を行い、他の選手が特定の選手の規定違反を申し出ても受け付けない。
- ② 主催運営側は、規定違反とみなした選手に対し厳重注意、または前出走レースの記録を無効とする。
- ③ 悪質、または度重なる規定違反の場合は、出場停止などの処置をとる。
なお、処置決定後は、その処置についていかなる異議申し立ても受け付けない。

14-2 技術的仕様（各クラス共通）

14-2-1 ボディ

- ① 市販されている、実車の 4 ドア以上の、セダン、スポーツカー、GTカーであり、1/10 箱型スケールボディとする。
- ② 車両の上部より見て、ボディからタイヤ、および全てのパーツがはみ出してはならない。
- ③ フロント、サイド、リヤウインドウは、共に透明または半透明でなければならない。
- ④ ボディは、彩色されていなければならない。
- ⑤ ボディ下部のカットラインは、サイドはドアの下限線を残す。また後部のカットは、車両全備静止状態で地上 45mm 以下とする(車体を高さ 15mm のブロックの上に水平に置いた状態で測定)
- ⑥ カットラインの追加修正(テープなど)を認める。
- ⑦ ボディには、ウイング、スポイラー、翼端板以外の付加物(エアインテークなど)を取り付けてはならない。
- ⑧ ボディには、ボディマウント、アンテナ、トランスポンダー、ウイングの取り付け穴以外の穴を開けてはならない。
また、これらの穴は 10mm 以内とし、使用しない穴は必ずふさぐこと。
- ⑨ ヘッドライト、テールランプは、ボディの色とは別色で塗装するかシールを貼り、ヘッドライト、テールランプと認められるようにしなければならない。
- ⑩ ボディ最大寸法 全長…460mm 全幅…195mm。ボディのどの部分でも車検用検査器具をクリアしなければならない。

- ⑪ カーゼッケンはボディの前面に1枚、ボディの左右にそれぞれ無加工で番号が見やすい位置に貼り付けること。

14-2-2 シャーシ

- ① 駆動輪は、独立したサスペンションを装着しなければならない。
- ② ホイル駆動軸は、ジョイント類で分割されていること。
- ③ シャーシ部先端(前部)は、樹脂等の柔らかい材料でなければいけない。

14-2-3 バンパー

- ① 装着の義務はないが、装着する場合は樹脂製で危険のないように配慮しなければならない。
- ② バンパーのどの部分も、車体上部から見てボディからはみ出してはならない。
- ③ リヤバンパーは特に規定はしないが、装着する場合は安全性を考慮した材質と形状とすること。

14-2-4 駆動システム

特に制限はない(FF、RR、4WD、その他)

14-2-5 ホイルベース

230mm 以上～270mm 以内

14-2-6 全高

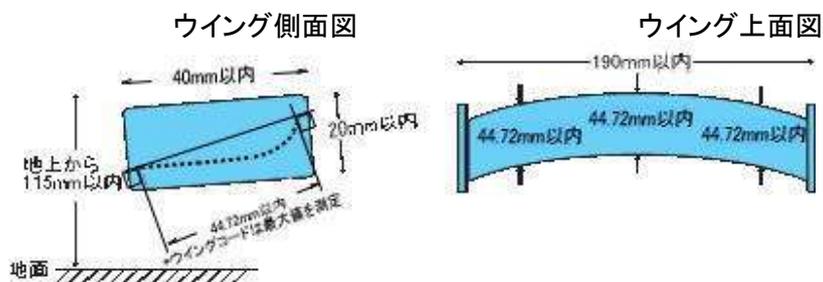
- ① 車両全備静止状態でボディのルーフ(天井部の加工などは認められない)は、車体を高さ15mmのブロックの上に水平に置いた状態で測定し、地上から122mm以上であること。
- ② エアークレークなどはルーフには含まない。ルーフの高測定点(最も高い位置)にステッカー、デカールを貼ってはならない。

14-2-7 車幅

ボディを除く、190mm 以内(シャーシ部、タイヤ、その他のパーツを含む)で、サスペンションがどの位置にあっても190mmを越えてはならない。

14-2-8 ウイング

- ① ウイング規定は、実車のスケールに関係なく全ての車両に適要される。
- ② ウイング、スポイラーなどの空力的補助装置は、1個に限り使用することができる。
- ③ シャーシに取り付けるアンダーウイングなどは認められるが、サイズ等は全てウイング規定を適要し、ボディに取り付けるウイングなどの併用はできない。
- ④ ウイング、スポイラーおよび翼端板は、車体を高さ15mmのブロックの上に水平に置いた状態で測定し、地上からの高さを122mm以下(車両は全備静止状態で測定)とする。
- ⑤ **ウイングを固定する時にボディとウイングの間にスペーサー、シムなどを追加して高さの調整は出来ない。**
- ⑥ ウイングはコード長…44.72mm 以内、最大幅…190mm 以内とする。
- ⑦ 翼端板を使用する場合は、最大20mm 以内(縦)×40mm 以内(横)一対のみとする。
- ⑧ ウイングをピアノ線などで車体に固定してはならない。
基本的には塑性変形しない方法でボディに直接マウントされていなければならない。
ウイングコードの測定は、最大幅で測定される。翼端板は車輻に対して直角で測定される。



14-2-9 タイヤ

コントロール(指定)タイヤとする。メーカー名及び種類に関しては、大会会場によって決定され、レース開催前に発表する。

- ① 中空ゴムタイヤのみとし、タイヤの材質はサーキットの路面を傷つけないものであること。

タイヤの内側にインナーフォームは挿入できる。ホイールステッカーの使用は禁止。

- ② タイヤ最小幅…24mm、タイヤ最大幅…30mm
- ③ タイヤ最小径…55mm、タイヤ最大径…70mm
- ④ タイヤ側面への瞬間接着剤等の塗布範囲は特に規定しない。
- ⑤ タイヤに出来る加工は、ホイールへのマーキングのみ。
- ⑥ タイヤのパーティングラインの除去以外の加工をしてはならない。

14-2-10 重量

1320g 以上 トランスポンダーを含む、全装備重量(走行前後)

14-2-11 最低地上高

- カーペット路面の場合はコース路面保護のため5mm以上とする。
固定ネジなどの構造物を含めて路面と干渉しないこと。

14-2-12 バッテリー

- ① 次のバッテリーのみ使用が認められる。
●リフェは 2S-ストラクシオン ユニット(6.6V) ●リポは 2S-ストラクシオン ユニット(7.6V)
長さ 139mm×幅 47mm×高さ 25.1mmを最大寸法とする。
寸法内であれば振り分け型も認められる(ハードケース仕様のこと)。
- ② レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。
- ③ 動力用電源以外の電源の搭載は禁止する。
- ④ 選手はレースへ出走する前に車検場にて使用するバッテリーの電圧検査を受けること。
- ⑤ また走行前のバッテリー電圧は規定電圧以下であること。
- ⑥ 車検場にて規定電圧を超えたバッテリーでは出走できない、レース出走前の車検時に規定電圧に合わせたバッテリーを走行前に準備しておくこと。
- ⑦ 2セル LiPo バッテリーの場合は 8.40V以下であること。
- ⑧ 2セル Life バッテリーの場合は 7.40V以下であること。

14-3 スポーツクラス・ストッククラス ESC 規定

※2025 年度より実施済

14-3-1 スポーツクラスは ESC によるタイミング変更、及びブースト、ターボ機能の使用を認める。
使用するモーターは 17.5T で行う。

14-3-2 スtockクラスはノンブースト・ノンタイミングのブリンキーモードとする。
使用するモーターは 17.5T で行う。

14-4 タイヤ ウォーマー

電動ツーリングカー全クラスでのタイヤウォーマーの使用を禁止とする。
特別規定がある場合はその内容に従うこととする。

14-5 競技時間

5 分間の周回レース

14-6 技術的仕様 オープンクラス/スポーツクラス/ストッククラス モーター規定

14-6-1 スポーツクラス・SPORT(旧オープン) モーター

- ① 使用可能なモーターは、JMRC A 公認登録された 17.5 ターンのブラシレスモーターとする。
第 17 章にて規定された巻き線抵抗値であること。 17.5T 35.40mΩ
※公認モーターであっても車検で規定の抵抗値以下の物は大会では使用できない。
- ② 申請されているものと、パーツ他が異なる仕様のもは使用できない。
※公認登録されたオプションローターへの交換使用は認められる。
- ③ モーターの追加工(改造)は禁止とする。
- ④ 公認モーターであっても、他の公認モーター及び公認モーター以外の部品を混入してはならない。

ただし、ビス、ベアリング、スペーサー類を除く。

⑤ コントロールプラクティス開始前にモーターの抵抗値の検査をし、規格値未満のモーターは 使用不可とし、交換を義務付け、適合したモーターにはマーキングをする。

⑥ ※IFMAR・ROAR のモータールール変更に伴い 2027 年度よりモーター規定の見直しを予定している。

14-6-2 ストッククラス・STOCK(旧スポーツクラス) モーター

① 使用可能なモーターは、JMRC A 公認登録された 17.5 ターンのブラシレスモーターとする。

第 17 章にて規定された巻き線抵抗値であること。17.5T 35.40mΩ とする。

※公認モーターであっても車検で規定の抵抗値以下の物は大会では使用できない。

② 申請されているものと、パーツ他、異なる仕様のもは使用できない。

※公認登録されたオプションローターへの交換使用は認められる。

③ モーターの追加工(改造)は禁止とする。

④ 公認モーターであっても、他の公認モーター及び公認モーター以外の部品を混入してはならない。ただしビス、ベアリング、スペーサー類を除く。

⑤ コントロールプラクティス開始前にモーターの抵抗値の検査をし、規格値未満のモーターは使用不可とし、交換を義務付け、適合したモーターにはマーキングをする。

⑥ 大会では公認期間内の公認登録モーターのみが使用できる。公認期限切れのモーターは使用できない。

⑦ ※IFMAR・ROAR のモータールール変更に伴い 2027 年度よりモーター規定の見直しを予定している。

14-6-3 オープンクラス・OPEN(旧スーパーエキスパート) モーター

公認期間内の登録モーターが使用できる、ただしモーターの追加工(改造)は禁止とする。

使用できるモーターは公認登録されているモーターでターン数の使用制限はなし。

JMRC A 競技規則・第 15 章

15. カテゴリー名称

1/12 スケール電動レーシングカー

15-1-1 クラス分け

競技はオープンクラス、スポーツクラスに分けられる。

15-1-2 スポーツクラス、オープンクラス相互への重複したエントリーは認められない。

15-2 競技仕様

15-2-1 ドライバーは、技術検査をパスし検定された車でレースをしなければならない。

15-2-2 車体寸法

① 最大全長…450mm

② シャーシ最大全幅…172mm

③ ボディ最大全幅…176mm(アンテナを除く)車を正しく直進方向にし、平地において四輪を地につけた状態でボディの上部(図参照)が上記の寸法内でなければならない。



15-2-3 車体重量

最低重量…730g トランスポンダーを含む、全装備重量(走行前)

15-2-4 ボディ

- ① すべての車は、柔軟な材質で作られた彩色のあるボディを付けなければならない。
- ② オープンコックピットの車は、少なくとも胸部から上を、2色以上に彩色されたドライバー人形を搭載しなければならない。
- ③ ドライバー人形は、少なくとも人間の顔、肩、腕からなり、オープンコックピット車すべてに適切な位置に置かれていること。形はヘルメットを着用し、外観は色も形も写実的に着色されていなければならない。
- ④ ボディはしっかりとレース車に付いていること。
- ⑤ ウィンドウは全て透明または半透明でなければならない。
- ⑥ カーゼッケンはボディの前面に1枚、ボディの左右にそれぞれ無加工で番号が見やすい位置に貼り付けること。
※ただし、ボディ形状によりサイド部に貼り付けが難しい場合はボディ上面の2か所でも可能とする。
ボディ上面の場合にはゼッケンが審判員から見やすい場所に無加工で貼ることとする。

15-2-4 ウイング

- ① ウイングまたはスポイラーは、いずれか1つしか装着することができない。
ただし、実車がそうでなければ、その限りではない。
- ② 最大幅…172mm、最大長…50mm
- ③ 金属製のウイング及びスポイラーは使用できない。
- ④ 後付の翼端板の追加は、1対までとし最大 55mm(横)×20mm(縦)まで認められる。

15-2-5 アンテナ

最大長(地面から)…350mm 以内

15-2-6 タイヤ

- ① 最大直径…60mm 最大幅…38mm ホイル最大幅…38mm
- ② タイヤは、大会日毎にグリップ剤を塗布していない未使用タイヤのみホイルにマーキングされる。
- ③ 大会日ごとに決められたマーキングをしたタイヤ(ホイル)のみ使用可能とする。
- ④ マーキング済みタイヤは、グリップ剤を塗布していない未使用タイヤに限り、大会 2 日目以降の再マーキングは可能とする。
- ⑤ グリップ剤を塗布したタイヤへの再マーキングは不可とする。
※会場にて使用タイヤが指定・推奨されている場合はそれを使用すること。
- ⑥ グリップ剤は自由とする。会場、主催者では用意しないので参加選手で用意をすること。
ただし、会場でグリップ剤の銘柄が指定されている場合は指定されたものを使用すること。

15-2-7 最低地上高

カーペット路面の場合に限りコース路面保護のためバンパーなど突起部分を含めて 3mm 以上とする。
部品の固定ネジなどの構造物を含めて路面と干渉しないこと。

15-3 技術的仕様オープンクラス

15-3-1 モーター

JMRCA が公認登録したブラシレスモーターのみ使用が認められる。

※公認期限が切れたモーターは使用できない。

15-3-2 バッテリー

- ① 次のバッテリーのみ使用が認められる。
リフェは 1S(3.3V)/リポは 1S(3.8V)とする。
長さ 93.0mm×幅 47.0mm×高さ 18.5mm 振分け型は認められない。(ハードケース仕様のこと)
- ② レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。
- ③ 受信機、サーボ、スピードコントローラーなどの作動用バッテリーの追加は許される。
- ④ 選手はレースへ出走する前に車検場にて使用するバッテリーの電圧検査を受ける事。また走行前のバッテリー電圧は規定電圧以下である事。車検場にて規定電圧を超えたバッテリーでは出走できない、レース出走前の車検時に規定電圧に合わせたバッテリーを走行前に準備して置くこと。
- ⑤ ●1セル LiPo バッテリーの場合は 4.20V以下であること。
- ⑥ ●1セル Life バッテリーの場合は 3.70V以下であること。

15-3-3 競技時間

オープンクラス 8 分間の周回レースとする。

15-4 技術的仕様 スポーツクラス

15-4-1 モーター

- ① 使用可能なモーターはJMRCAで公認登録された 13.5 ターンのブラシレスモーターが使用できる。

※第 17 章にて規定された巻き線抵抗値を定める 規定値 20.60mΩ 以上。

●公認モーターであっても車検で規定の抵抗値以下の物は大会では使用できない。

- ② 申請されているものと、パーツ他、異なる仕様のもものは使用できない。
- ③ コントロール プラクティス開始前にモーターの抵抗値の検査をし、規格未満のモーターは使用不可とし、交換を義務付ける、適合したモーターにはマーキングをする。
- ④ モーターによる進角調整は規制しない。
- ⑤ モーターの追加工(改造)は禁止とする。
- ⑥ 公認モーターであっても、他の公認モーター及び公認モーター以外の部品を混入してはならない。
ただし、ビス、ベアリング、スペーサー類を除く。
- ⑦ 公認登録されたモーターの登録されたオプションローターへの交換は認められる。
※使用可能なローターは公認モーターリストに登録されているオプションローターに限る。
- ⑧ **※IFMAR・ROAR のモータールール変更に伴い 2027 年度よりモーター規定の見直しを予定している。**

15-4-2 ESC(アンプ、スピード コントローラー)

ESC は、ノンブースト、ノンターボ、ゼロタイミング(ブリンキーモード)の状態で使用しなければならない。

15-4-3 バッテリー

- ① 次のバッテリーのみ使用が認められる。リフェは 1S(3.3V)/リポは 1S(3.8V)とする。
- ② 長さ 93.0mm×幅 47.0mm×高さ 18.5mm 振分け型は認められない。(ハードケース仕様のこと)レース走行中は、バッテリーの充電、交換はできない。
- ③ 受信機、サーボ、スピードコントローラーなどの作動用バッテリーの追加は許される。
- ④ 選手はレースへ出走する前に車検場にて使用するバッテリーの電圧検査を受けること。
- ⑤ 走行前のバッテリー電圧は規定電圧以下である事。車検場にて規定電圧を超えたバッテリーでは出走できない。
- ⑥ レース出走前の車検時に規定電圧に合わせたバッテリーを走行前に準備して置くこと。
- ⑦ ●1 セル LiPo バッテリーの場合は 4.20V 以下であること。
- ⑧ ●1 セル Life バッテリーの場合は 3.70V 以下であること。

15-5 競技時間

スポーツクラス 8 分間の周回レースとする。

JMRCA 競技規則・第 16 章

16. カテゴリー名称

1/10 スケール GP(エンジン)ツーリングカー

16-1-1 クラス分け

- JMRCA 1/10 GP ツーリングカー全日本選手権 スポーツクラス
 - JMRCA 1/10 GP ツーリングカー全日本選手権 オープンクラス
- ※競技規則 3-9 参加資格により、同日に開催される大会へのダブルエントリーはできない。

16-1-2 オープンクラス

参加申し込み数が 10 名未満の場合は大会を開催しない。

16-1-3 参加者数について

大会参加数が 20 名に満たない場合は、競技規則 3-5 を適用し全日本選手権の称号はなしとする。
※世界選手権には前年度開催のオープンクラス大会の成績により参加資格を有する者を選出する。

16-2 動力(エンジン)

空冷式 2 ストローク、フロント ロータリー バルブ、排気量 12cu.in.(2.11cc) までとする。
スポーツクラス、オープンクラス共に公認登録されたエンジンを未改造で使用すること。

16-3 ライナー(スリーブ)のポート数は、排気を含め 4 ポート以内でなければならない。

- ① シリンダーライナー(スリーブ)
排気口高さ(ピストン下死点からの高さ)は、4.4mm 以下、排気口幅 10.5mm 以下とし、掃排気ポート以外のいかなる加工も認めない。
- ② ピストン
ピストン ピン穴以外の軽量化とみられる加工は認めない。表面処理、加工は禁止とする。

- ③ クランク シャフト
内径φ7.1以下(加工交差含む)とし、製品加工都合上の為の内径出口部の面取り加工は、C0.5までとし、それ以外の加工は認めない。クランク ウェブ部は円周を保っていること。
- ④ キャブレター口径
φ4.5以下とし、レギュレーター等による調整は不可。
- ⑤ グロープラグ
ノーマルプラグ(1/4UNF)およびテーパ状の接触面を持つターボプラグが使用出来る。番手の変更は可能。
- ⑥ 加給吸気方式、可変ポート方式は認められない。
- ⑦ エンジン本体価格が国内定価¥28,000(税別)以下であること。
- ⑧ 公認後に仕様変更、価格改定などがあった場合は新たに公認申請が必要になる。
●公認後に違反行為が認められた場合は公認登録抹消のペナルティが与えられる。
- ⑨ インテーク(インダクション)サイレンサー
IFMAR EFRA FEMCA ROAR 公認のものを装着しなければならない。
- ⑩ 燃料
燃料はメタノール、オイル(潤滑油)、ニトロメタンだけで構成されていなければならない。
- ⑪ ガasketの調整は可能

16-5 車体(シャーシ)

- ① 駆動は四輪駆動(4WD)でなければならない。
- ② クラッチを装備してその機構によってエンジンが始動している状態で静止していることが出来なければならない。
- ③ ブレーキは、1個のみで駆動軸を制御するものでなければならない。
- ④ 2スピードまでのギヤボックスが認められる。
- ⑤ 燃料タンクの容積は燃料パイプ、フィルターなどを含み、75cc以内、タンク内に固定されていない挿入物は認められない。
- ⑥ フロントバンパーは、柔軟性のある素材でなければならない。
- ⑦ ロールバーは、ボディの下にしなければならない。
- ⑧ アンテナは、柔軟性のある材質でなければならない。カーボン、スチールなどは禁止。
- ⑨ タイヤは、コントロール(指定)スポンジタイヤとする。メーカー名及び種類に関しては、大会会場によって推薦され、JMRC A が承認決定し、レース毎事前に発表する。側面の文字を除き黒色でなければならない。
- ⑩ グリップ剤類の使用は禁止。パーツクリーナー等でゴム質を溶かす成分を含んでいる物はグリップ剤に準ずるため使用できません。
- ⑪ 車体は、別記の規定(16-7①~⑨)にある数値に適合していなければならない。
- ⑫ 走行状態において車体最低重量は1650g以上とする。
ただし、計測用機器を取り付けた状態で、燃料を除いた重量。
- ⑬ ホイルおよびタイヤは、別記(16-7⑩~⑫)の規定にある数値に適合していなければならない。

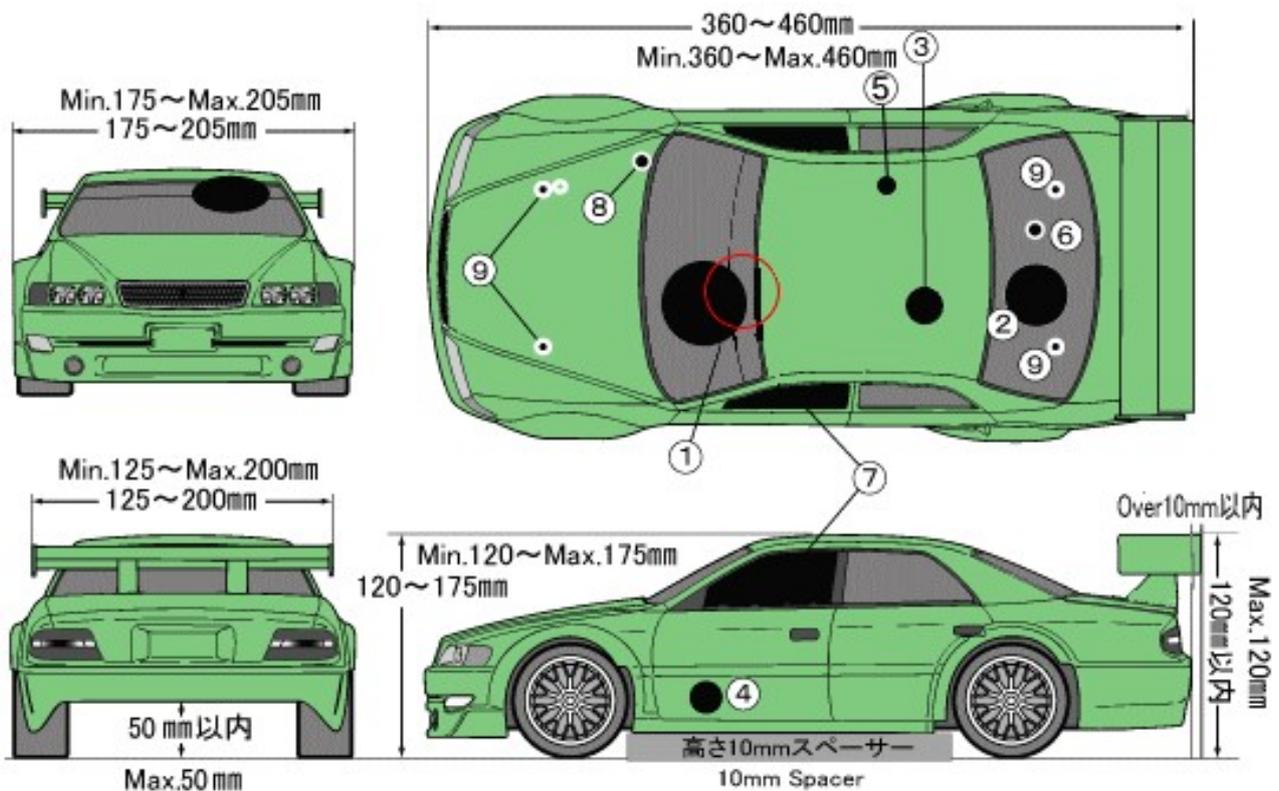
16-6 ボディ

- ① 市販されている2ドア以上の実車をモデルとする1/10スケールボディとする。
- ② マフラー排気口、アンテナ、ボディポストのみボディの外にはみだしてよい。
- ③ 全てのウィンドウは、透明または半透明でなければならない。
- ④ ボディは、柔軟性のある素材で的確な彩色をされてなければならない。
- ⑤ ヘッドライト、テールランプ、グリルなどは、周囲の色と別色で区別されていなければならない(シールなどの貼り付け可)。
- ⑥ ボディ下部サイドのカットラインは、ドアの下限線を残さなければならない。
- ⑦ リヤバンパー部分(カットライン)は、地上から50mm以内とする。カットラインの追加修正(テープなど)を認める。
※測定は、高さ10mmのスペーサーの上にシャーシを水平に置いた状態で行う。
- ⑧ ウイングまたはスポイラーは、1個だけ取り付けることが出来、ボディに直接取り付けなければならない。危険性のない材料で取り付けなければならない。
- ⑨ ボディは、車体に搭載された状態で、別記(16-6)の規定にある数値に適合していなければならない。
- ⑩ ボディには、16-7で示す通りの用途に限り、穴を開けることが出来る(図および数値参照)。
- ⑪ ルーフの高測定点(最も高い位置)にステッカー、デカールを貼ってはならない。
- ⑫ カーゼッケンはボディの前面に1枚、ボディの左右にそれぞれ無加工で番号が見やすい位置に貼り付けること。

16-7 車体規定 (最小～最大)

- ① ホイルベース 230mm～270mm
- ② 車幅(ボディを除く) 170mm～200mm
- ③ 車幅(ボディを含む) 175mm～205mm
- ④ 全長(ボディ、ウイングを含む) 360mm～460mm
- ⑤ 全高(ボディ ルーフまで) 120mm～175mm
※測定は、車体を高さ 10mm のブロックの上に水平に置いた状態で行う
- ⑥ ウイング幅 125mm～200mm
- ⑦ ウイング高 120mm 以下
※測定は、車体を高さ 10mm のブロックの上に水平に置いた状態で行う
- ⑧ ウイング コード 50mm
- ⑨ ウイング プレート サイズ(最大) 35×50mm
- ⑩ ホイル径 46mm～50mm
- ⑪ ホイル幅 最大 30mm+1mm
- ⑫ タイヤ幅 最大 31mm

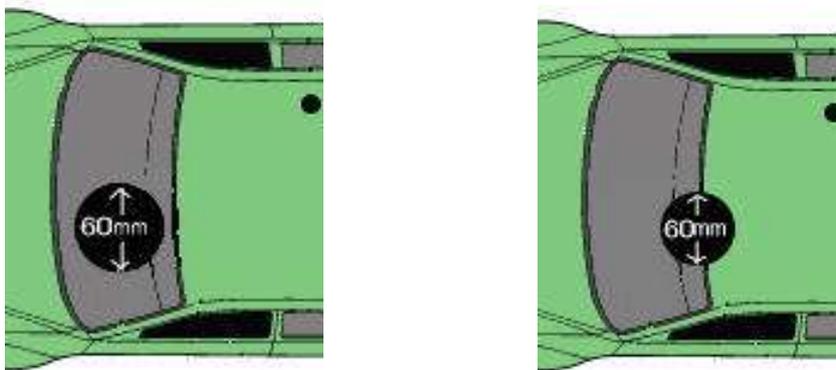
ボディ各部サイズと開口箇所図



16-8 ボディの開口部

ボディに開けたいかなる穴と穴の間隔は 5mm 以上とする。

給油口詳細図

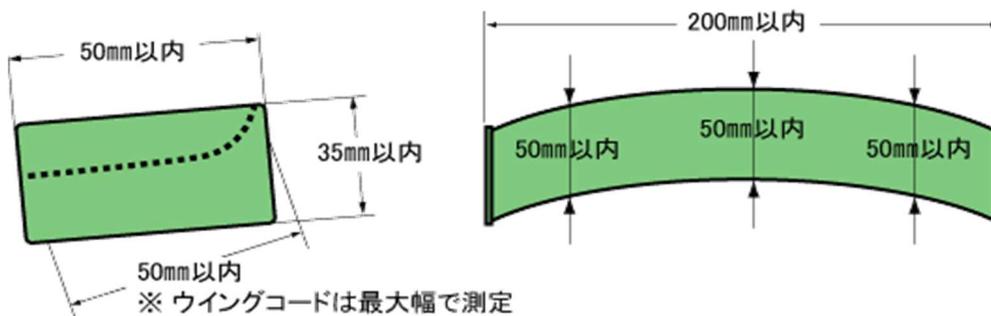


- ① 給油用の穴は 1 個のみ許可され、最大直径 60mm までとする。
- ② リヤウインドウには、冷却用の穴を開けることができる。ただしウインドウのラインを超えてはならない。また、ウインドウの一部を残し折り曲げる加工は禁止とする。
- ③ プラグヒート用穴…直径 35mm 以内、1 箇所のみ。
- ④ マフラー排気口穴…直径 20mm 以内、1 箇所のみ。
- ⑤ アンテナ用穴… 直径 10mm 以内、1 箇所のみ。
- ⑥ ニードル調整用穴…直径 10mm 以内、1 箇所のみ。
- ⑦ 左右フロントドアのサイドウインドウに限り、穴を開けることができる。ただしウインドウのラインを超えてはならない。また、ウインドウの一部を残し折り曲げる加工は禁止とする。

※その他、ボディマウント用穴、ウイング スポイラー取り付け用穴以外は穴あけ加工をしてはならない。ただし、小さな穴はステッカーなどで補修して、埋めることができる。

16-9 ウイング、スポイラー(図参照)

- ① ウイング規定は、実車の装備に関わらず全ての車両に適用される。
 - ② ウイング、スポイラーは、一体成型されたもので、サイドプレート以外付加してはならない。
 - ③ ウイング、スポイラーおよびサイドプレートは、車体に装着された状態で地上より 120mm を超えてはならない。
※測定は高さ 10mm のブロックの上にシャーシを水平に置いた状態で行う。
 - ④ ウイング、スポイラー、翼端板は、ボディ最後部より後ろ 10mm 以内とし、一部でもはみ出してはならない。(図参照)
 - ⑤ ウイング、スポイラー全幅は、サイドプレートを含み 200mm 以内とする。
- その他、ウイング、スポイラーおよびサイドプレートは、別記の規定の数値に適合していなければならない。



16-10 消音器(マフラー)

全てのマフラーは、最新の IFMAR 公認マフラーリスト(FEMCA、EFRA、ROAR のエキゾースト ホモロゲーションに記載されたもの)および JMRCA が公認したマフラーのみ使用可能。

16-11 禁止事項

- ① 四輪ブレーキ
- ② 液冷エンジン
- ③ ハイドロリックシステム
- ④ 3 サーボ以上の使用
- ⑤ 3 スピード以上のトランス ミッション
- ⑥ 電動ジャイロ스코ープの使用
- ⑦ ハードアンテナ(カーボン、グラスロッド、スチールなど)の使用。
- ⑧ タイヤ クイックチェンジ システムの使用。

16-12 競技時間

予選は 5 分周回(予選時間は会場により変更あり)決勝はグランド ファイナル 40 分周回、1/2 ファイナル 20 分周回、1/4 ファイナル以下 10 分周回(競技時間は天候等により変更される場合がある)

16-13 勝ち上がり

予選上位2名はグランドファイナルヘシード、A・B各ブロック上位3名は周回数・タイム順により勝ち上がり、グランドファイナル9・10は1/2ファイナルの各ブロック4位以降のタイム順により勝ち上がりとする。

※競技規定変更項目

- ・1/10電動ツーリングカー競技クラス名称変更
- ・1/10電動ツーリングカー タイヤ規定追記
- ・スポーツクラス、ストッククラス使用モーター・ターン数変更・ESC規定変更
- ・1/10ツーリングカー・エンジン規定変更
- ・1/8エンジンレーシングカー、1/8エンジンオフロードカー、1/10エンジンツーリングカー燃料規定変更
- ・1/8エンジンオフロードカー翼端板規定変更
- ・トランスポンダー注意事項を追記
- ・コントロールタイヤ規定を補足
- ・公認モーター検査規定を補足
- ・1/10電動ツーリングカー IFMAR規定変更に伴い全高を変更
- ・参加クラス規定にストッククラスを補足
- ・モーター規定変更予定を補足

JMRCA 競技規則・第 17 章

17. モーター・ESC 規定

17-1-1 ストックモーター規定

- この規定は 1/12 電動レーシング・スポーツクラス、1/10 電動ツーリング・スポーツクラス、ストッククラス、1/10 電動オフロード 2WD スポーツクラス、4WD スポーツクラスに適用される。
各競技車両は JMRCA で公認されたモーターを使用する事とする。
- ただし、公認登録期間が切れた登録済みモーターは本大会では使用できない。
- 故意に期限切れモーターを使用した場合は車検でペナルティ対象となるので注意すること。
- モーターの公認登録期間は 2 年度とする。
- 参加する選手は事前に使用するモーターが競技で使用可能か JMRCA 公認モーターリストを確認すること。

17-1-2 種目別モーター規定

種目名	クラス名	規格		ESC 規定	バッテリーセル数
		ターン数	抵抗値(25℃)		
1/12 電動レーシングカー	スポーツ	13.5T	20.60mΩ	ブリンキー	1 セル
1/10 電動ツーリングカー	ストック (旧スポーツ)	17.5T	35.40mΩ	ブリンキー	2 セル
	スポーツ (旧オープン)	17.5T	35.40mΩ	ブースト制限なし	
1/10 電動オフロードカー	2WD スポーツ	17.5T	35.40mΩ	ブリンキー	2 セル
	4WD スポーツ	13.5T	20.60mΩ	ブリンキー	2 セル

※IFMAR・ROAR のモータールール変更に伴い 2027 年度よりモーター規定の見直しを予定している。

17-2 ストックモーター技術規定

17-2-1 モーター・カン規定

- ① カン アッセンブリ(ローターシャフトを含めない)の直径は、最大 36.02mm、最小 34.00mm。
- ② カン アッセンブリ(ローターシャフトを含めない)の全長は、最大 53.00mm、最小 50.00mm。
- ③ モーター固定用の穴間の長さは、中心より最小 25.00mm、最大 25.40mm であること。

17-2-2 ステーター規定

- ① ステーターの長さは、最小 19.30mm、最大 21.00mm ・採寸は、ラミネート部の表面部とし、いずれもコーティング部分は含まない。
- ② ステーターの内径は、14.500mm +0.000/-0.005mm の栓ゲージが入るサイズであること。

17-2-3 ストックモーターコイル規定

参加選手は公認されたモーターを競技の前に車検場にて検査を受けて合格したモーターのみ使用することができる。

- ① 抵抗値が定められているクラスのモーターについては、車検の際に規定の抵抗値より低い場合は失格となり、競技には使用できない。公認を受けたメーカーには交換義務が生じる。
- ② 計測は JMRCA で用意した測定器を使用して測定する。
- ③ 13.5T 抵抗値は 20.60mΩ 以上(A-B、A-C、B-C の 3 端子間、全てにおいて規定抵抗値を超えていること)
- ④ 17.5T 抵抗値は 35.40mΩ 以上(A-B、A-C、B-C の 3 端子間、全てにおいて規定抵抗値を超えていること)
- ⑤ 21.5T 抵抗値は 54.60mΩ 以上(A-B、A-C、B-C の 3 端子間、全てにおいて規定抵抗値を超えていること)

※IFMAR・ROAR のモータールール変更に伴い 2027 年度よりモーター規定の見直しを予定している。

- 公認登録モーターであっても、モーター検査の結果で抵抗値が規定以下の場合は不適合モーターとして競技には使用できない。

17-2-4 マグネット(磁石)規定

- ① ローターマグネットはその公認モーター用に販売されている同一メーカー製のローターのみ組み合わせて使用できる。
- ② 磁石のローターの材質は、2 ポールで、ネオジウムかフェライトのみの一体成型の 1 個のみ。
- ③ マグネットの長さは 25.00mm +/-1.00mm 最小 24.00mm、最大 26.00mm とする。
- ④ マグネットの直径は、最小 12.20mm、から最大 12.51mm とする。
- ⑤ アウトプットのシャフトの直径は、3.175mm(ピニオン ギヤ取り付け部)。
- ⑥ ローターシャフト、マグネット接着部外径は、7.25mm +/-0.150mm とする。部品のハイブリッドは禁止(他の公認されたブラスレスモーターからのパーツの混合を禁止する)

17-3 モディファイド クラス・モーター規定

- ① この規定は 1/12 電動レーシング OPEN クラス、1/10 電動ツーリング・オープン(旧スーパーエキスパート)クラス、1/10 電動オフロード 2WD オープンクラス、4WD オープンクラスに適用される。
- ② 競技にはモディファイモーターとして公認登録されたモーターが競技に使用することができる。
- ③ 公認期限が過ぎた登録モーターは使用できない。
- ④ 使用した場合は車検でのペナルティ対象となりますので注意すること。
- ⑤ モーターの公認登録期間は登録年度を含めて 2 年間有効となる。
※公認モーターであっても登録期限切れのモーターは大会での使用はできない。
- ⑥ 参加する選手は事前に使用するモーターが競技で使用可能か JMRCA 公認モーターリストを事前に確認しておくこと。
- ⑦ オープンクラス(モディファイド)には公認登録されたストックモーターを使用して参加することは認められる。

17-4 ブリンキーモード規定

この規定は ESC(Electronics Speed Controller)スピードコントローラーのノンブースト、ノンターボ、ノンタイミング、ゼロタイミングなどの電氣的進角調整機能を制限するものとする。

17-4-1 ブリンキーモード適用クラス

このブリンキーモード規定は 1/12 電動レーシングカー・スポーツクラス、1/10 電動ツーリングカー・ストッククラス、1/10 電動オフロードカー 2WD スポーツクラス・4WD スポーツクラスにおいて規定されるものである。

17-4-2 ブリンキーモード設定

- 17-4-1 に当該するクラスに参加する選手は車検を受ける前にブースト、ターボ、タイミング調整、チートモード、ワイヤレスプログラムなどの機能を持つ ESC(スピードコントローラー)は全ての機能を事前にオフ・解除してブリンキーモード設定にしておくこと。
- ① Wi-Fi 接続機器、プログラミング機器などは ESC からプラグを抜き車体より取り外しておくこと。
- ② Bluetooth、NFC などワイヤレス接続などの内蔵機能はすべて停止させた状態で、車検時に検査員がすぐに動作を確認できる様にする。
- ③ ブリンキーモード(ノンブースト、ノンターボ、ノンタイミング)は ESC の LED が点滅して車検時に検査員が目視で確認できること。
- ④ ブリンキーモード(ノンブースト、ノンターボ、ノンタイミング)機能が非搭載・非対応の ESC は該当する競技には使用できない。
- ⑤ 大会ではベータ版プログラム、自身で改造したプログラムなど市販製品に使用されていないソフトウェアでの使用は認められません。

17-4-3 ブリンキーモード検査

- 競技後にオフィシャルより再検査の指示があった場合には速やかに車検場にて再検査を受けなければならない
- 大会中に抜き打ち検査を実施する場合がありますので、再検査に該当した選手は内部プログラムを確認できるよう対応すること。
- 再検査の拒否、ブリンキー機能の証明ができない時はペナルティ対象となる。

17-4-4 再車検について

- ① レースオフィシャルにより再車検を宣言された選手はすみやかに走行直後の車両と送信機を車検員に預けて検査を受けること。
- ② 車検員により選手の再車検該当車両の ESC 設定の再検査を行う。
- ③ 該当選手の車体・機材を使用して再検査を行うことを基本とする。
- ④ LED が点滅してブリンキーモード表示であるにも関わらず著しく回転数が高い場合には車検違反とみなす。
- ⑤ 内部設定を再確認するので設定する機器を選手が用意し、内部設定でブースト機能を使用していないことを証明する義務がある。
- ⑥ 検査の結果、ブースト機能の使用が判明した場合、該当選手の全成績の記録を抹消しペナルティとする。

17-4-5 ペナルティについて

- レースにおいて故意にブリンキーモードやブースト機能を隠ぺいした ESC を不正に使用して競技を行い、競技の公正さを傷つけた行為として車検にて不正使用が認められた場合は全成績を抹消しレース失格とする。
- 該当する選手はペナルティとしてその年度全ての JMRCA 主催の大会に参加することができない。

以上の ESC 規定の運用は、2025 年度より実施済み

- 1/12 電動レーシングカー全日本選手権スポーツクラス
- 1/10 電動ツーリングカー・ストッククラス
- 1/10 電動オフロードカー・スポーツクラス

※17 章規定変更履歴

競技名称変更

モーター使用ターン数規定変更

ESC 規定変更

ブリンキーモード規定追記